

**地域福祉計画
個別施策進捗確認資料
(令和7年度実績)**

令和8年5月22日

富田林市地域福祉推進委員会

●はじめに

第４期富田林市地域福祉計画(以下「本計画」という)は、社会福祉法第１０７条に基づく行政計画であり、定期的に調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、計画を変更するものと規定されています。

そのため、第４期富田林市地域福祉計画でも、各施策・事業の進捗管理についてPDCAサイクルに基づき実施することとしており、「一人ひとりの幸せと地域の理想を実現する 富田林」という基本理念の実現に向けて、各施策・事業に対する評価を通じて継続的に事業改善を図ることが必要不可欠となります。さらに、本計画は関係機関や福祉活動団体、市民等との協働により推進するものであり、定期的に評価結果や進捗状況を公表することは、同じ目標に向かって歩みを進める者の情報共有機会としても重要です。

一方、“地域福祉の推進”の評価方法については、ある一つの数値の増減だけで評価することは困難であり、『量的評価』と『質的評価』の両面から実施します。『量的評価』は、本計画に関係する事務事業を対象に「福祉活動への参加者数や参画団体数」「専門機関のネットワーク会議や研修の回数」など、数値化できる部分を明確にした上で評価する方法です。他方、『質的評価』は、基本目標として掲げる「人と地域のつながり」や「地域を支える力の成長」「確実な支援」「安心できる環境」や基本施策など事業本来の目的達成、住民の意識変化、住民の主体性の発揮度合いなど数値化できない部分を評価する方法です。

これら視点の異なる２つの評価方法を総合して、市が“地域福祉の推進”を評価し、それに対して地域福祉推進委員会に客観的なご意見をいただくことで、今後の効果的な計画推進の礎とさせていただきます。

●地域福祉計画の施策体系



●事務事業評価

本計画に紐づく市事業について、増進型地域福祉との関連も含め、地域福祉計画の視点から評価できるよう評価項目と評価基準を設定し、これを基に所管課が事務事業ごとに評価しました。

(1) 取組状況

関係事務事業について、前年度と評価対象年度の実施状況を比較し、取組状況として以下の4段階評価を行う。

新規	前年度以降、新たに事業化された
拡充	前年度と比較し、事業内容を拡充して実施している
継続	前年度と実施内容に大きな変化がない
廃止	前年度以降、事業廃止された

(2) 進捗評価

関係事務事業の実施状況について、担当課による以下の4段階評価を行い課題の抽出等を実施する。

A	計画どおりに施策・事業を実施、または完了したと思われるもの
B	施策・事業を実施しているが、何らかの課題がある場合や充実が必要と思われるもの
C	施策・事業に着手したが、計画期間中に大きな進展が見られなかったと思われるもの
D	施策・事業に着手できなかったもの

(3) 必要性評価

毎年度、実施されている事務事業評価シートにおいて、関係事務事業を含んだ予算事業の必要性についての評価結果を活用します。

※令和6年度の評価項目充実に合わせて、これまでの記号選択式からA～C又はDを選択するように変更しています。

※評価の目安表は次ページ参照

○公共性

A	行政が実施主体〔直営・委託〕となることが法令等で規定されている。
B	行政が実施主体〔直営・委託〕となることが法令等の根拠はないものの適当である。
C	民間が実施する事業に対して補助等が必要。
D	民間によりサービスの維持が可能な事業がある。

○市民ニーズ

A	市民ニーズが高い又は増加している。
B	市民ニーズは低い又は減少している。
C	市民ニーズとの関連性は低い又は把握していない。

（４）目的実現型のアプローチ ※増進型地域福祉の評価

関係事務事業について、理想像や目標値を設定し取り組まれているか担当課により、以下の４段階評価を行い課題の抽出等を実施する。

A	理想像が設定され目的実現型アプローチが実践されている
B	問題解決型アプローチとなっている又は目標値が設定されている
C	目標値等が設定されていない
D	事務事業の実施内容として本評価は馴染まない

（５）対話的プロセスの実施 ※増進型地域福祉の評価

関係事務事業の実施過程において対話的なプロセスが設定されているか担当課により、以下の４段階評価を行い課題の抽出等を実施する。

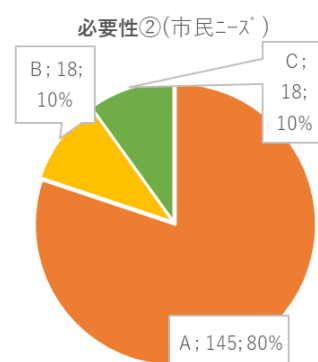
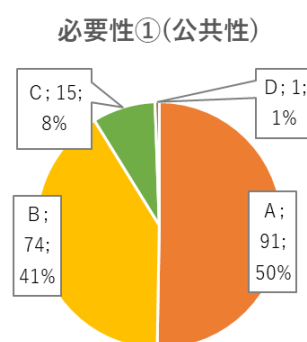
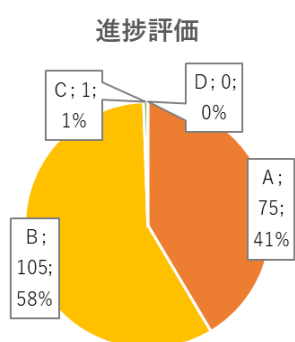
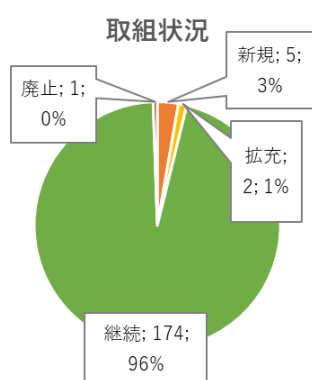
A	事業実施過程において関係者等との対話が行われ事業改善が図れている
B	事業実施過程において対話的なプロセスがあり、事業が適切に実施・運用されている
C	事業実施過程において対話的なプロセスはない
D	事務事業の実施内容として本評価は馴染まない

👉 基本施策別事業数

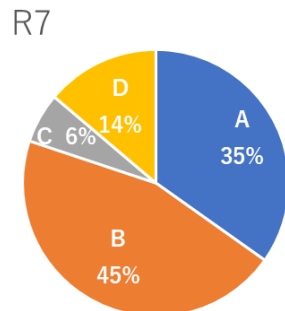
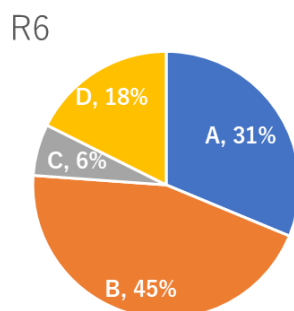
基本目標	基本施策	事業数
1.人と地域がつながっている	(1)地域における交流の推進とつながりづくり	26
	(2)支え合い・助け合い活動の推進	19
2.地域を支える力が育まれている	(1)地域における担い手づくりの推進	13
	(2)地域活動団体の連携強化	6
	(3)ボランティア・NPO活動等の推進	9
3.確実に支援が届いている	(1)情報提供の充実	11
	(2)重層的な相談支援体制づくり	30
	(3)多様な主体によるサービス提供と専門的な人材の育成	8
	(4)人権尊重と権利擁護体制の充実	21
	(5)さまざまな課題を抱える住民への支援	15
4.安心できる環境	(1)日常生活における安心できる環境づくり	19
	(2)災害発生時における安心できる環境づくり	4

■計画に紐づく 181 事業（令和 7 年度）の評価まとめ

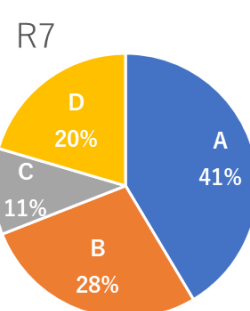
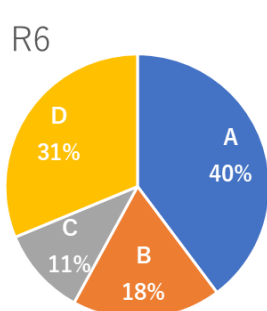
基本目標	R6 年度	R7 年度	事業数増減
1. 人と地域がつながっている	44	45	+1
2. 地域を支える力が育まれている	27	28	+1
3. 確実に支援が届いている	83	85	+2
4. 安心できる環境	22	23	+1
事業数	176	181	+5



目的実現型のアプローチ



対話的プロセス



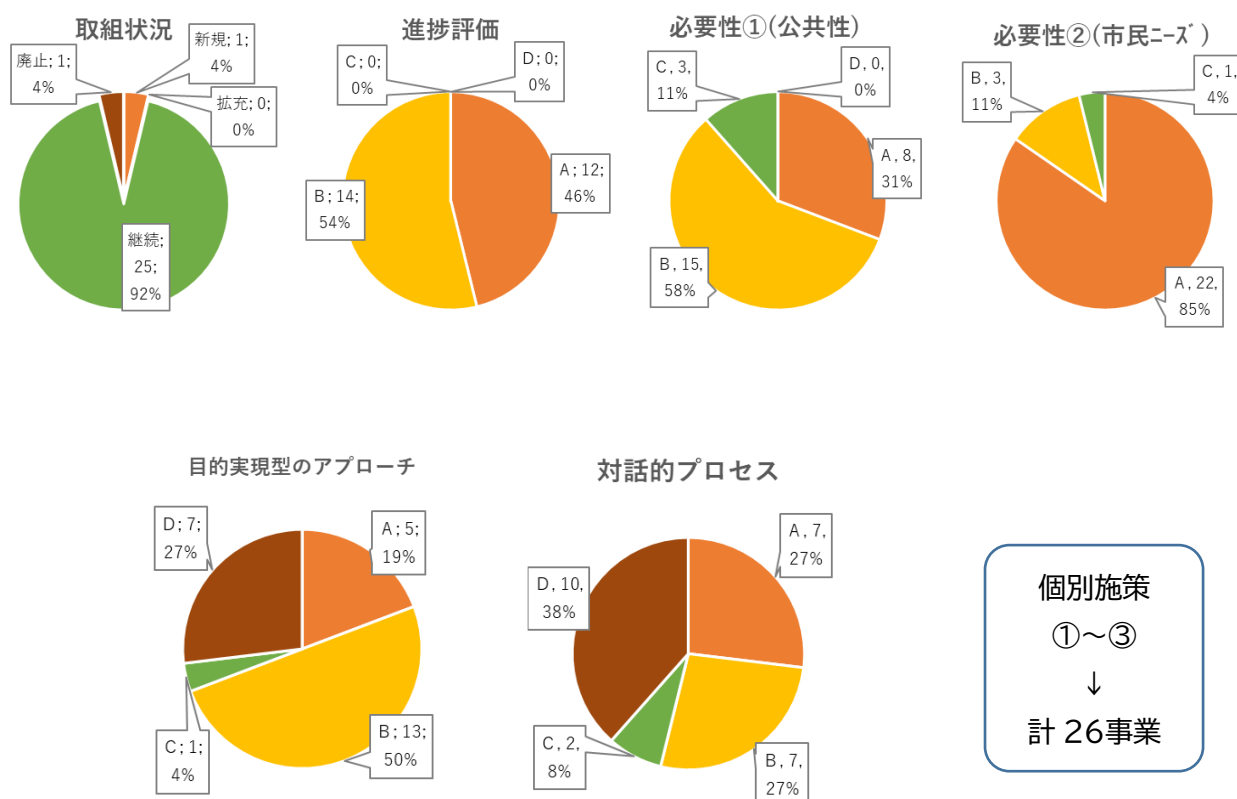
評価事業数

	目的実現型の アプローチ			対話的 プロセス		
	R6	R7	増減	R6	R7	増減
A	55	63	+8	70	75	+5
B	79	82	+3	32	50	+18
C	11	11	±0	19	19	±0
D	31	25	-6	55	37	-18
	176	181		176	181	

基本目標Ⅰ 人と地域がつながっている

(Ⅰ) 地域における交流の推進とつながりづくり

地域における多様なふれあいを深め、顔の見える関係づくりを広げていけるよう、人とのつながりや支え合いの大切さについて広報・啓発を進めていくとともに、各種の交流機会の確保に努めます。



取組状況においては、小学生と一緒に配膳を行い、学校給食の理解や喫食の経験、交流を促進する「みなよる学校給食体験会事業(学校給食課)」が新たに開始されています。進捗評価については、全事業で実施されており、必要性評価については、市民ニーズとの関連性は低いと評価されている「新規」のみなよる学校給食体験会を除き、必要性が高いとしています。

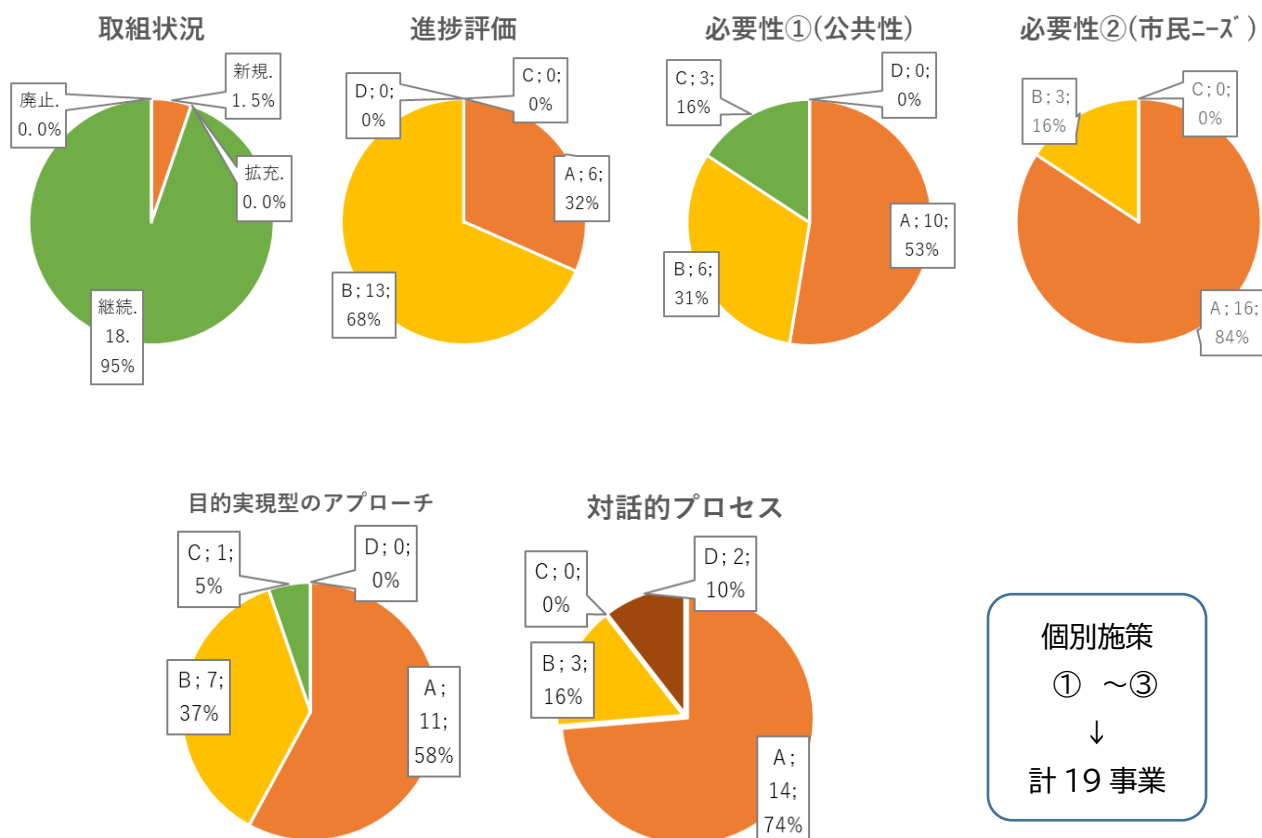
目的実現型のアプローチについては、5事業で“理想像が設定され目的実現型アプローチが実践されている”としており、なかでも、学校・地域・家庭・行政の協働をさらに進めるための「地域の総合拠点」として余裕教室等を有効活用して各小学校に設置された“みなよる(MINAYORU)”は、その代表的な事業と言えます。また、対話的プロセスについては、事業改善を図れていると評価しているものは前年度同様 27%程度にとどまっていますが、前年度より 8 ポイント増えた 27%の事業で対話的プロセスを経ていると評価されています。

また、今年度、こども政策課との対話により、当該課の各種事業において運営事業者との意見交換会等、対話的プロセスがあることを確認し、つどいの広場事業などの評価が見直されました。

基本目標Ⅰ 人と地域がつながっている

(2) 支え合い・助け合い活動の推進

地域における住民同士の支え合い・助け合い活動がより活性化されるよう、活動の意義等についての周知啓発、町会・自治会や校区・地区福祉委員会など各種団体における活動の促進、住民同士の話し合いの場の提供などに努めます。



取組状況においては、孤独・孤立対策としての増進型地域福祉課の「増進型地域福祉プラットフォーム」が新たに設置されています。進捗評価については、全事業で実施されており、必要性評価では、子どもや若者世代が参加対象である事業で一部減少傾向が見られるものの、ほとんどの事業で必要性が高いとされています。

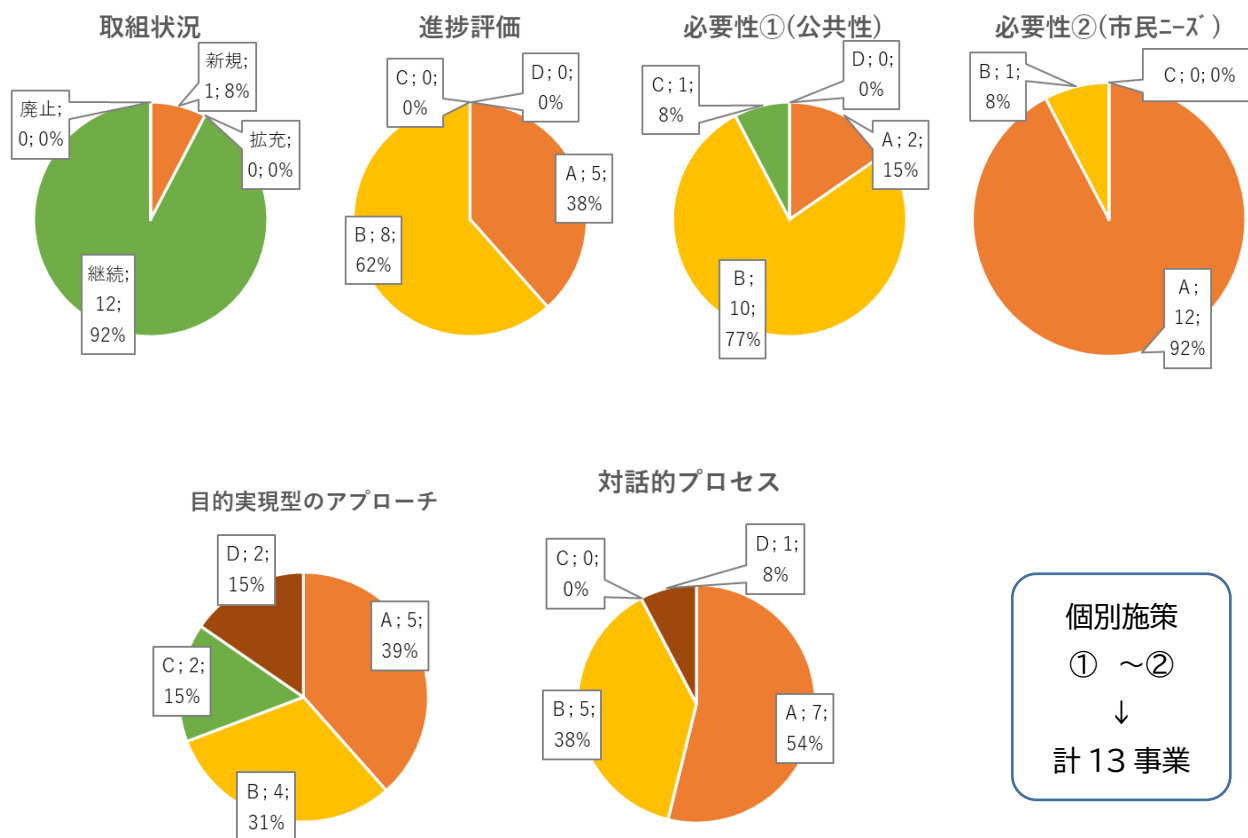
目的実現型のアプローチについては、11事業で“理想像が設定され目的実現型アプローチが実践され”ており、富田林市に関わりのある若者が、まちづくりについて検討・協議して市に報告する「若者会議」（生涯学習課）のほか、校区担当職員事業（増進型地域福祉課）や、多文化共生のまちの実現のため外国人市民会議の開催（人権・市民協働課）により、支え合いの輪を広げています。対話的プロセスについては、とんだばやし国際交流協会と共催の人権セミナーのほか、74%の事業で対話的プロセスを経ていると評価されています。

また、ここでも、子ども政策課の「ファミリー・サポート・センター事業」が当課からの対話により、会員向けの交流会等の対話的プロセスがあると評価を見直されています。

基本目標２ 地域を支える力が育まれている

(1) 地域における担い手づくりの推進

地域における住民同士のつながりの大切さや地域福祉の必要性、具体的な活動状況などを広く伝えることを通じて、地域福祉活動への理解と参加意欲を促し、活動の広がりや新たな担い手の育成へとつながるよう、広報・啓発や福祉教育、体験活動等を通じて、支え合い助け合いの意識を醸成します。



取組状況においては、新1年生の学校生活をサポートするエプロン先生を全小学校に配置する「学校体制構築支援事業」が新たに開始されています。進捗評価については、全事業で着手はされており、必要性評価については、全事業で必要性が高いとされています。

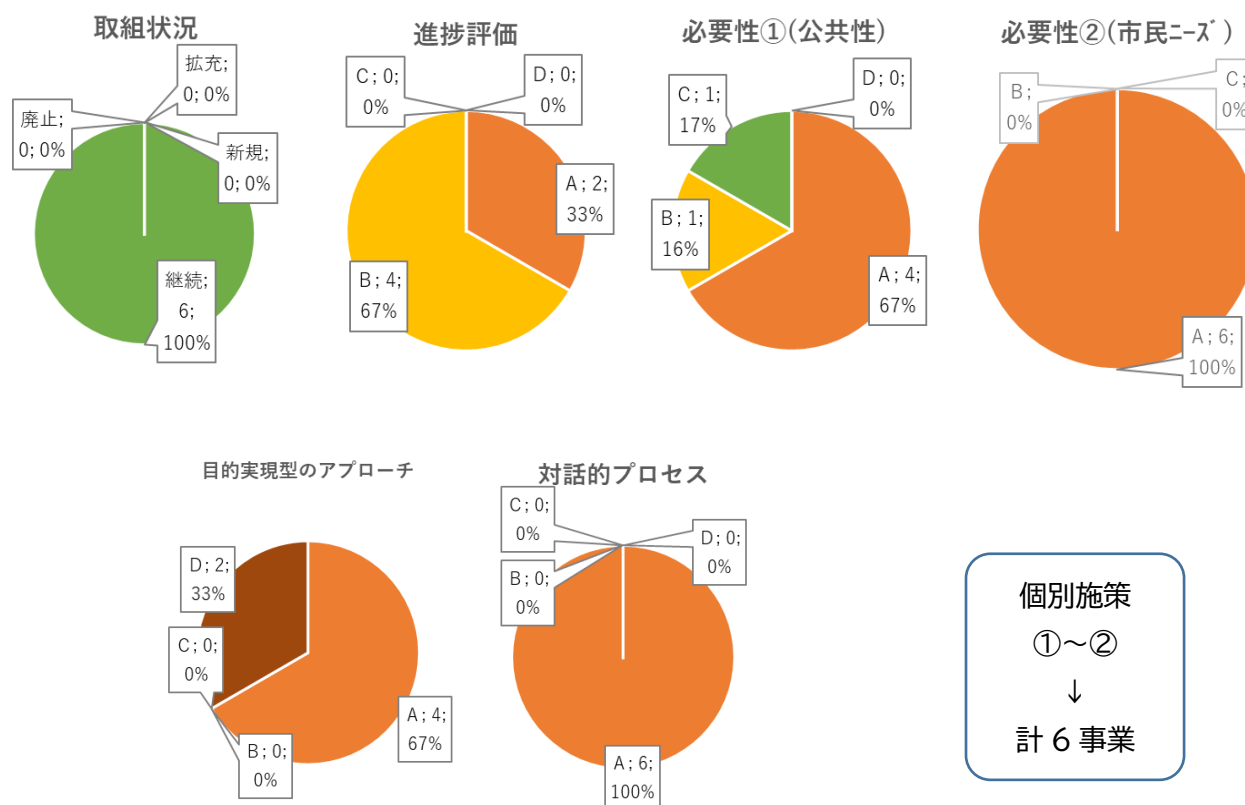
目的実現型のアプローチについては、5事業で“理想像が設定され目的実現型アプローチが実践されている”としており、前年度、対話により評価を見直された高齢介護課の介護予防サポーター、認知症サポーター養成講座や、市民のもとに市職員が出張してお話する出前講座（生涯学習課）がこれに該当しています。なお、“目標値等が設定されていない”とされた石川を美しくする市民運動事業（環境衛生課）と金剛図書館事業の2事業についても、明確な事業目的・目標自体はあることを確認しています。また、対話的プロセスについては、前年度と変わらず92%の事業で対話的プロセスを経ていると評価されており、全体の半数以上の事業が事業改善を図っていると評価されています。

基本目標2 地域を支える力が育まれている

(2) 地域活動団体の連携強化

地域福祉にかかわる関係機関・団体間の情報共有、協力・連携を進め、住民にとって身近に相談でき、必要とする支援が受けられる体制づくりを進めます。

また、住民にとっての身近な社会資源である福祉施設・社会福祉法人が、地域の福祉ニーズをふまえた公益的な活動等を実施できるよう促進します。



取組状況においては、全事業、前年度と大きな変化のない「継続」が選択されています。

進捗評価については、全事業で実施されており、必要性評価では、全事業で必要性が高いとされています。

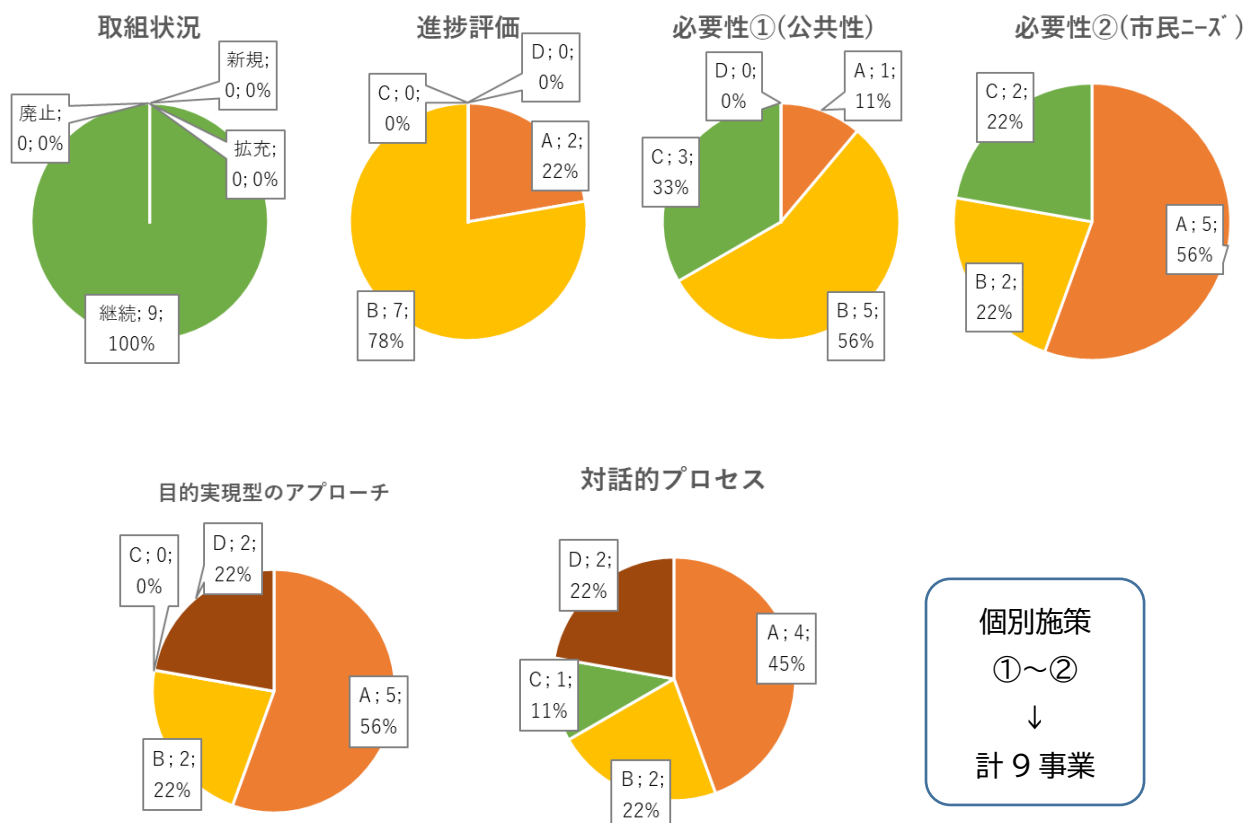
目的実現型のアプローチについては、4事業で「理想像が設定され目的実現型アプローチが実践されている」としており、前年度、対話により評価を見直された生活支援コーディネーター事業（高齢介護課）では、マッチングにより元気な高齢者やフレイルから脱却した高齢者が、自身の特技等を生かして地域で活躍できるようになることを目標に取り組まれています。その他、地域において困りごとを抱える住民と社会資源のマッチングや、住民や地域の理想の実現に向けた調整を行うコミュニティソーシャルワーカー設置事業（増進型地域福祉課）や地域づくりには欠かせない市民公益活動団体を支援する市民公益活動センター事業（人権・市民協働課）はその代表的な取組と言えます。

対話的プロセスについては、前年度と変わらず全ての事業で対話的プロセスを経ており、事業改善を図っていると評価されています。

基本目標2 地域を支える力が育まれている

(3) ボランティア・NPO活動等の推進

社会福祉協議会などと連携しながら福祉分野をはじめ、市内で行われている多様なボランティア・NPO活動に関する周知・広報を進めるとともに、活動への支援に努めます。特に、地域の課題を地域住民が主体となって解決できるよう、活動の中心を担い、取り組むことができる地域リーダーの育成に努めます。



取組状況においては、全事業、前年度と大きな変化のない「継続」が選択されています。

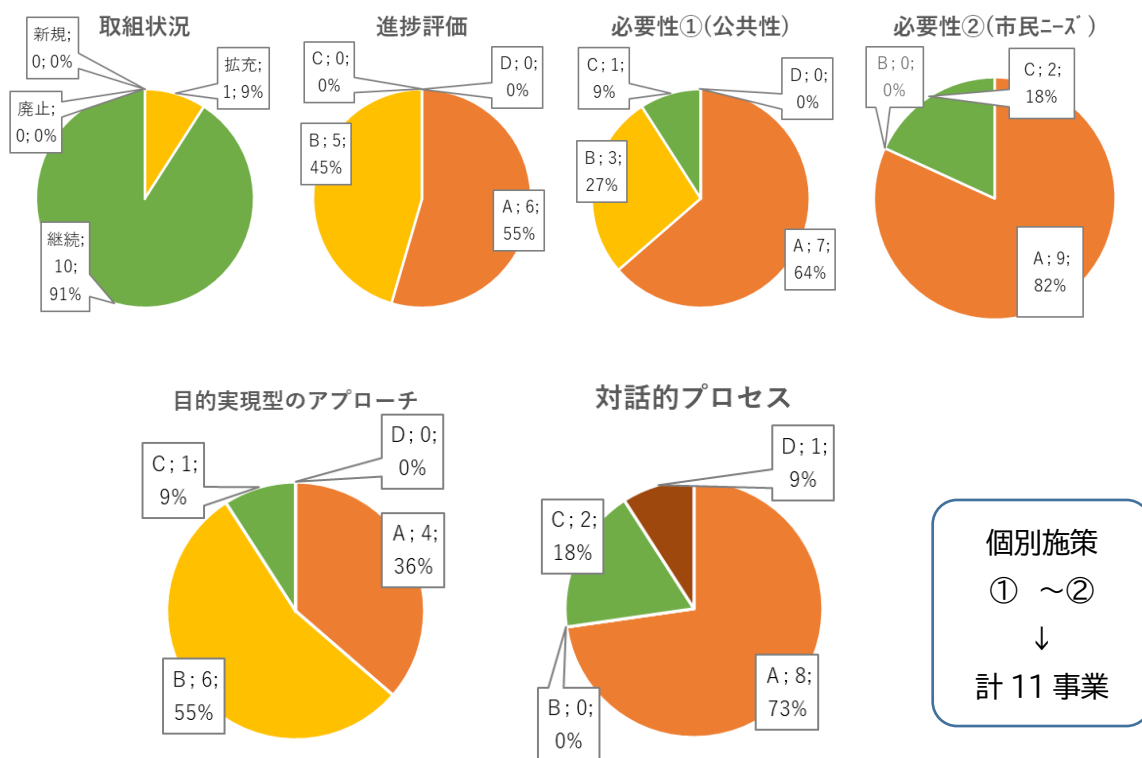
進捗評価については、全事業で実施されており、必要性評価では、参加者に年々偏りが出るとなどの課題を要因とする若者施策推進事業（こことん）や、参加者の減少を要因とする野外活動振興事業など生涯学習課の事業で、必要性が低いと評価されています。

目的実現型のアプローチについては、5事業で“理想像が設定され目的実現型アプローチが実践されている”としており、なかでも高齢者が地域で自発的・継続的に介護予防活動を継続できる環境を整備する介護予防サポーター養成講座や、地域住民等が専門の資格を所持していなくても生活支援に関する仕事に就け、介護人材の確保に資することを目的とした生活支援サービス従事者研修などの高齢介護課の事業は、前年度、対話により評価を見直された目的実現型アプローチを有する代表的な事業と言えます。また、対話的プロセスについては、前年度同様で半数以上の事業で、それによる事業改善を図っていると評価されています。

基本目標3 確実に支援が届いている

(1) 情報提供の充実

住民が自分に適したサービスを選び、安心して利用することができるよう、多様な手段・媒体による効率的な情報提供に努めるとともに、庁内関係各課や関係機関・団体等との情報の共有を図ることにより、必要な情報がいつでもどこからでも入手できるような体制づくりを進めます。



取組状況においては、広報誌を全ページカラー化した広報広聴課の「伝わる広報活動事業」が「拡充」とされている他、前年度と大きな変化のない「継続」が選択されています。

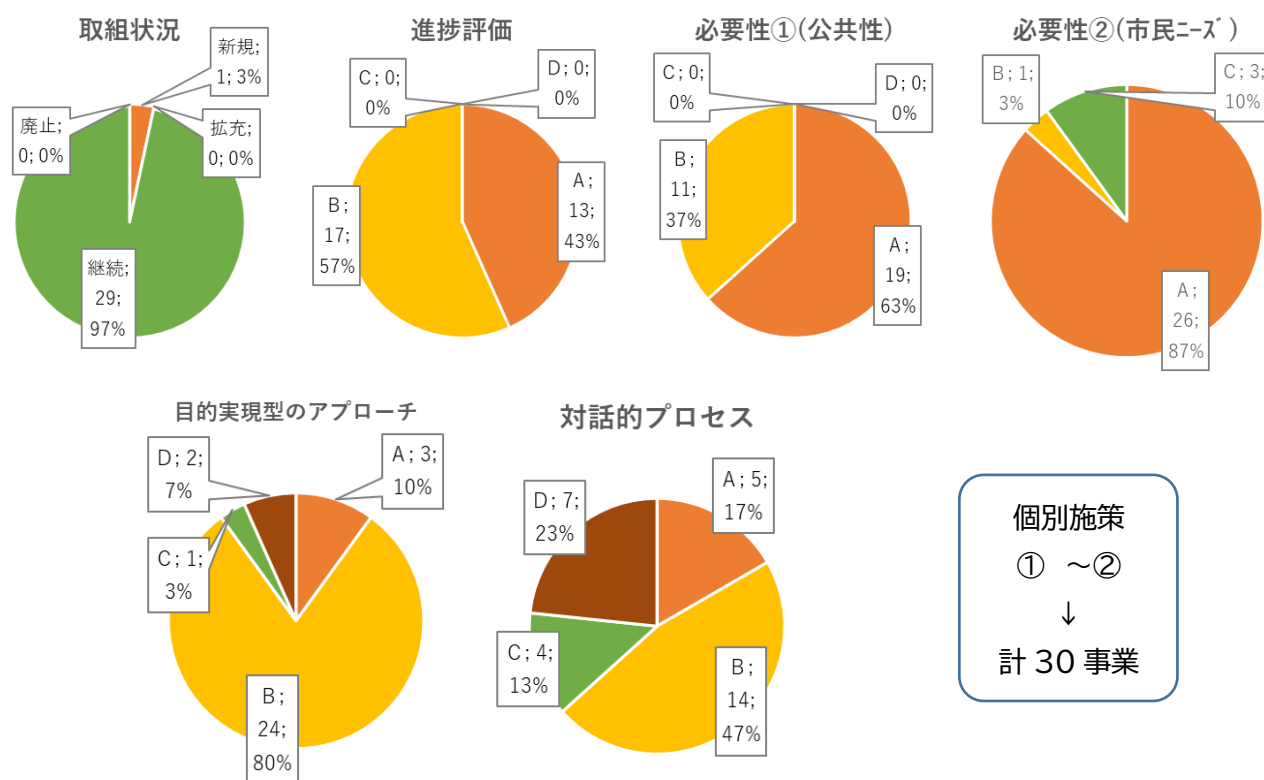
進捗評価については、全事業で実施されており、必要性評価では、障がい福祉課と図書館の事業で市民ニーズとの関連性は低いと評価している他は、全事業で必要性が高いとしています。

目的実現型のアプローチについては、4事業で“理想像が設定され目的実現型アプローチが実践されている”とされており、いずれも人権・市民協働課の多文化共生のまちづくりに向けた取り組みで、主に外国人市民向けのものです。また、対話的プロセスについては、各会の代表者（役員・幹事・部会）を中心に、委員の活動環境改善に向けた意見交換を行う民生委員等事務（増進型地域福祉課）をはじめ、多くの事業でそのプロセスを経ており、前年度と同様に半数以上の事業で、それによる事業改善を図っていると評価されています。

基本目標3 確実に支援が届いている

(2) 重層的な相談支援体制づくり

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりにおけた支援を柱として、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の横断的な連携による重層的支援体制の整備において取組を進めます。



取組状況においては、障害者福祉事務（障がい福祉課）の「障がい者雇用会議の強化」が「新規」として評価されています。また、必要性評価では、自殺対策（自殺対策連絡会議・健康づくり推進課）等で市民ニーズとの関連性は低いと評価されている他、多くの事業で必要性が高いとしています。

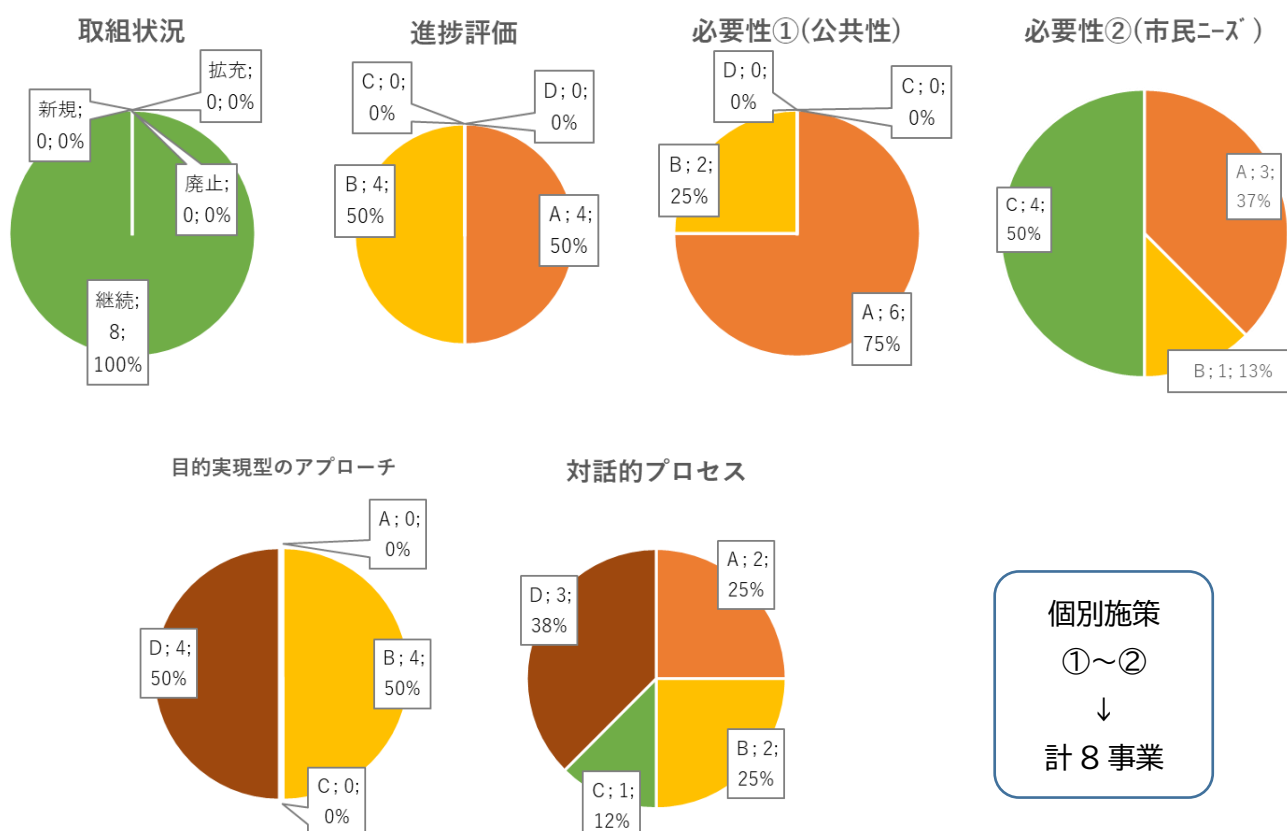
目的実現型のアプローチについては、今年度、商工観光課との対話により、消費者相談事業が目標値の設定は行っていないものの、多様化する消費者トラブルの解決を目的として事業実施していることから D から B に評価を見直されています。また、対話的プロセスについても、こども政策課・子育て応援課等への対話により、地域子育て支援センター事業やこども・子育て応援センター事業で D 評価から A、B 評価と見直されたこと等により、評価が馴染まないとする D 評価は昨年度より 29 ポイント減少し 23%となっています。

基本目標 3 確実に支援が届いている

(3) 多様な主体によるサービス提供と専門的な人材の育成

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、適切で質の高いサービスの提供にむけた取組とともに、事業者への助言や情報提供を実施します。

また、福祉サービス事業所で従事する人材の確保と育成、離職防止にむけた取組を関係機関と連携し進めるとともに、各種研修など専門職の資質の向上にむけた支援に努めます。



取組状況においては、全事業、前年度と大きな変化のない「継続」が選択されています。

進捗評価については全事業で実施されており、必要性では市民ニーズとの関連性が低いと評価する C が5割と他のテーマより高くなっています。

目的実現型のアプローチについては、福祉サービスを提供する事業者への指導や職員育成を行う事業が殆どであり、「理想像が設定され目的実現型アプローチが実践されている」と評価された事業はありませんでした。また、対話的プロセスについても、同様の理由により、昨年度は評価が馴染まないとする事業が7割近くありましたが、今年度は対話により、保育士や看護師等から意見を聞き、ガイドラインを作成する保育所一般運営事務(こども育成課)では、評価がなじまないとする D から対話的プロセスを有する B へと評価が見直されています。

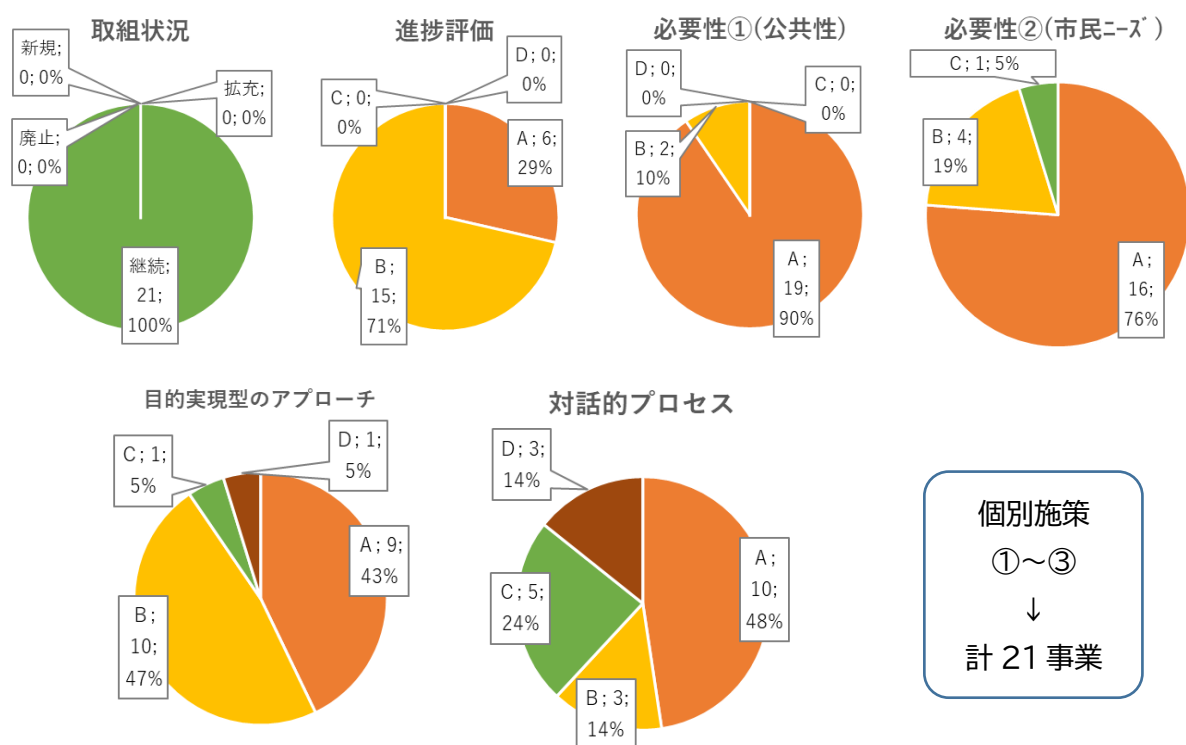
基本目標3 確実に支援が届いている

(4) 人権尊重と権利擁護体制の充実

住民一人ひとりの人権を最大限に尊重し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現におけ、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発を推進します。

成年後見制度の周知、各種後見人による支援におけた取組の推進など、判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援に努めるとともに、権利擁護の体制づくりを進めます。

また、高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待やいじめ、配偶者等からの暴力の防止、早期発見、早期対応におけ、関係機関との連携強化を図ります。



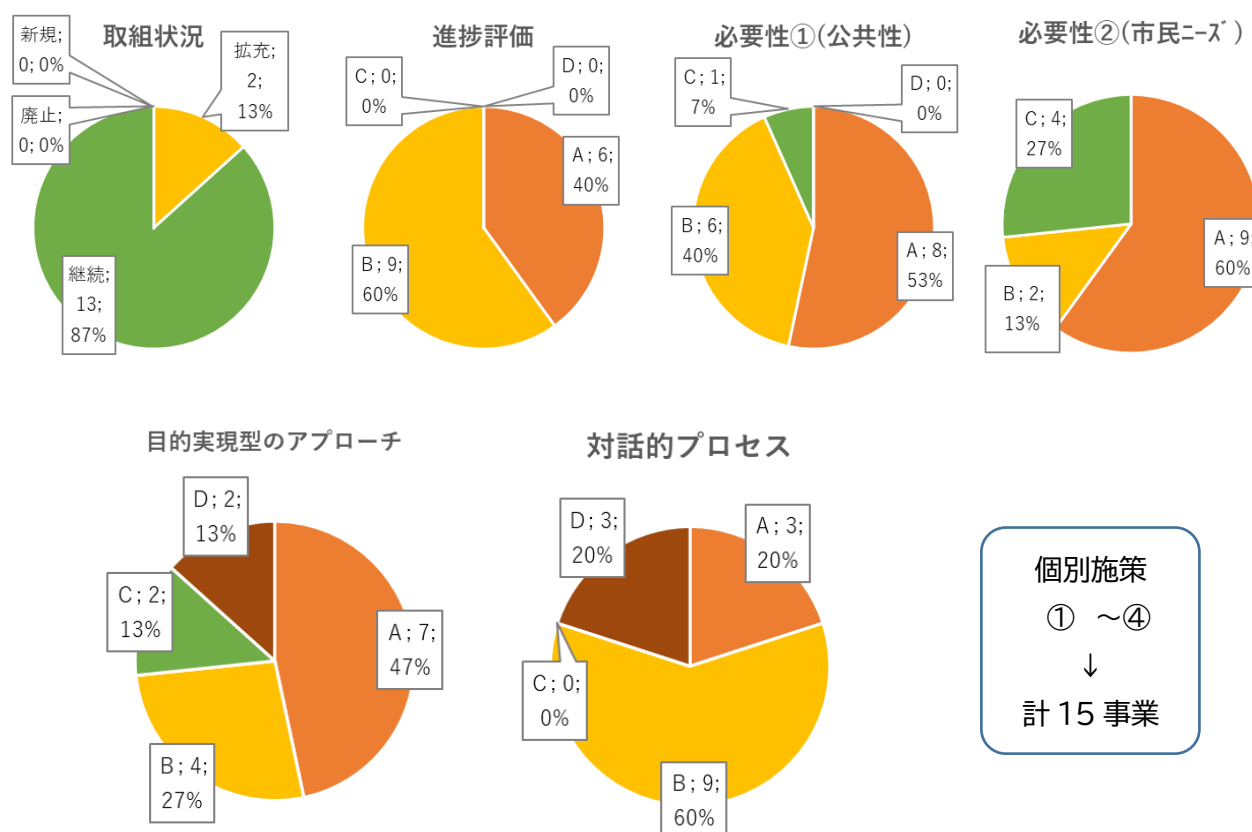
取組状況においては、全事業で、前年度と大きな変化のない「継続」が選択されています。進捗評価については、全事業で実施はされており、事業の必要性では、親子関係形成支援事業（子育て応援課）で市民ニーズとの関連性は低いと評価した他は、全事業で必要性が高いとされています。

目的実現型のアプローチについては、昨年度同様 9 事業で“理想像が設定され目的実現型アプローチが実践されている”と評価されています。そのうち、高齢者虐待防止の普及・啓発及びネットワークの構築事業（高齢介護課）は昨年度の対話により評価が見直された事業です。また、対話的プロセスについても、今年度の対話により、民生委員や介護予防サポーター等庁内各課と連携し、人材発掘に努めている子育て世帯訪問支援事業（こども政策課及び子育て応援課）や、対象者の支援にあたり庁内各課や関係機関と連携する母子生活支援施設措置事業（子育て応援課）で、対話的なプロセスがあると評価が見直されています。

基本目標3 確実に支援が届いている

(5) さまざまな課題を抱える住民への支援

高齢、障がい、子ども・子育ての各福祉分野のほか、制度の狭間の課題や生活困窮者等への支援、自殺対策、再犯防止においた取組の推進など、さまざまな課題を抱える住民に対し、福祉分野と各分野が連携した支援を行います。



取組状況においては、生活困窮者自立支援事業（増進型地域福祉課）と子ども食堂の運営支援（こども政策課）が「拡充」として評価されています。進捗評価については全事業で実施されており、事業の必要性では全事業で前年度と評価は変わらず、多くの事業で必要性が高いと評価されています。

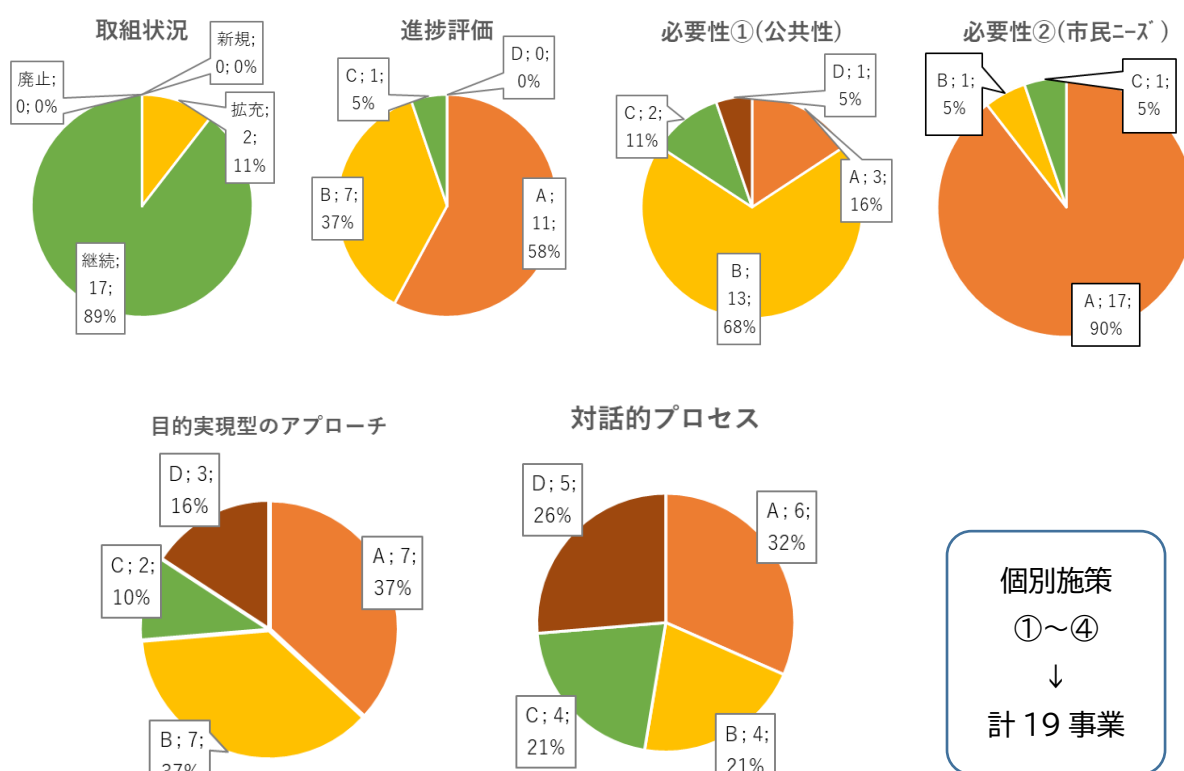
目的実現型のアプローチについては、今年度の対話により、個別の支援計画（方針）やプラン等に基づき、給付や支援を行う生活支援課の事業等で評価が見直され、前年度より 27 ポイント増えた 47%で“理想像が設定され目的実現型アプローチが実践されている”と評価されています。また、対話的プロセスについても、前年度に生活保護事業や被保護者就労支援事業（生活支援課）“評価がなじまないとする事業”として評価されていましたが、ここでも対話により、家庭訪問やハローワークでの面談等のプロセスを通じて個々の状況に応じた支援を行っていることから、前年度より 33 ポイント増えた 80%の事業で対話的なプロセスを有すると評価が見直されています。

基本目標4 安心できる環境

(1) 日常生活における安心できる環境づくり

大阪府済生会富田林病院を中核とした地域完結型の医療を提供するため、関係機関・団体との連携強化を図るとともに、救急医療体制の充実を含め、市民が安心できる医療体制の充実にむけた取組を推進します。

誰もが安全で利用しやすい公共交通網や移動しやすい環境づくり（バリアフリー化等）のため、関係機関との連携・支援を進めていきます。また、地域での犯罪を防止するとともに、身近に生じた事件や事故等に速やかに対応できるように、地域での防犯体制づくりを進めます。



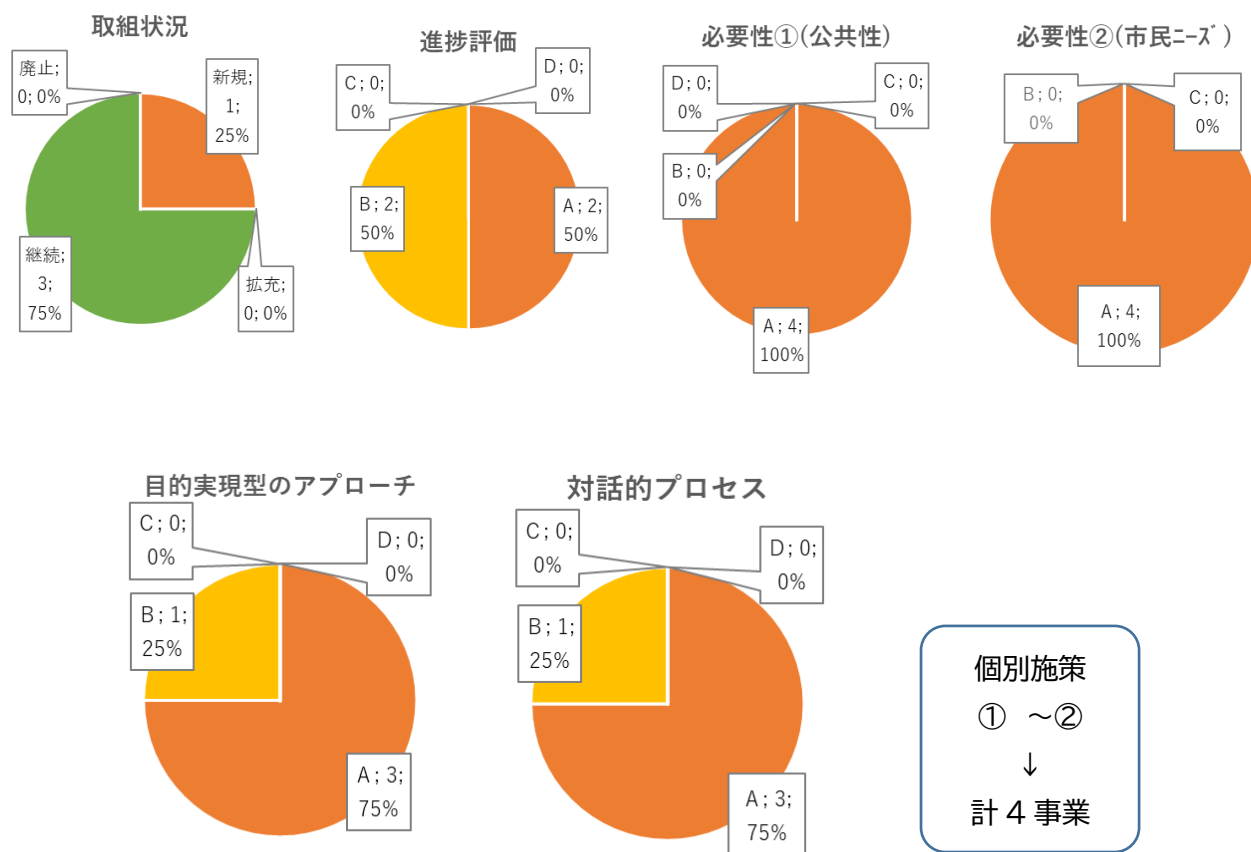
取組状況においては、레인ボーバス等運行事業（交通政策室）と防犯カメラ補助金事業（危機管理室）が「拡充」として評価されています。進捗評価については全事業で実施または着手されており、事業の必要性では障がい福祉課の一部事業でC評価がある他は多くの事業で必要性が高いと評価されています。

目的実現型のアプローチについては、7事業で“理想像が設定され目的実現型アプローチが実践されている”と評価されています。また、対話的プロセスについては、5割近くの事業でそのプロセスを経ており、交通政策室では市民、交通事業者などが参画する「富田林交通会議」において議論を重ねることで、また地域安全運動事業や防犯灯・防犯カメラ補助金（危機管理室）では、防犯委員会や警察と実施内容の調整を図ることで対話的プロセスを有し、事業改善が図られていると評価されています。

基本目標４ 安心できる環境

(２) 災害発生時における安心できる環境づくり

地震や豪雨などの災害時に高齢者や障がいのある人などが安全に避難でき、安否確認が行えるように、地域での防災体制、避難行動要支援者の支援体制づくり、避難所の周知、防災訓練等を進めます。



取組状況においては、市民向け防災講座の講師として、防災リーダー養成講座修了生等の地域人材を登用する防災対策事務（危機管理室）が「新規」として開始されています。進捗評価については、全事業で実施はされており、事業の必要性では、全事業で必要性が高いとしています。目的実現型のアプローチについては、防災フェア及び自主防災組織設置育成事業（危機管理室）において、「理想像が設定され目的実現型アプローチが実践されている」と評価されており、対話的プロセスについては、自主防災組織設置育成事業で、新たな立ち上げや既存組織の活性化について相談があった時には、希望に応じて地域に出向き対応する等しており、また、新規の防災対策事務にあっても、防災リーダー養成講座修了生を地域人材として登用する際に自身のできることと意欲を伺うなど対話的プロセスを有していると評価されています。